≪令和７年度　福祉灯油の支給申請受付について≫

申請・問い合わせ先	地域包括ケア推進課　地域包括ケア推進係 市役所１階④窓口　（６２-３１５６）

美唄市共同募金委員会(歳末たすけあい募金)の協力を得て、美唄市社会福祉協議会と美唄市の協働により福祉灯油事業を実施します。

在宅の高齢者・障がい者・ひとり親世帯を対象に、冬期間の暖房用に使用する灯油の一部を支給します。

●対象世帯　…　令和７年10月1日現在における住民基本台帳登録世帯で、次の1 2の要件の両方に該当する世帯。

1 世帯要件　次のア～ウのいずれかに該当する世帯。

ア　70歳以上の方（昭和３１年4月1日以前に生まれた方）のみで構成される世帯

イ　身体障害者手帳１級又は２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ判定のいずれかをお持ちの方がいる世帯（申請時に手帳をお持ちください）

ウ　18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童のみと構成されるひとり親世帯

2 所得要件

非課税世帯かつ令和６年中の課税年金収入額と所得金額（年金所得額を除く）の合計が**93万円以下**の方のみで構成されている世帯であり、全ての世帯員のその合計の合算額が、右の表に定める額以下である世帯。

※遺族年金・障害年金は課税年金収入額に含まれません。

世帯員数	合算額
２人	141万円
３人	173万円
４人	197万円
５人	212万円
６人	245万円

⚠ 次の世帯は上記 1 2 の要件の両方に該当しても支給対象となりません

①　生活保護世帯

②　対象者が社会福祉施設への入所・医療機関への入院などにより、令和８年１月27日まで在宅ではなくなる見込みの世帯

●支給内容　１世帯あたり6,400円（50リットル相当）の福祉灯油券を郵送します。

●申請期間　**10月6日(月)から12月22日(月)まで**（代理申請も可）

※窓口に来るのが困難な方へは申請書類を郵送しますので上記までご連絡ください。

●持ち物　**印かん、上記1要件イに該当する世帯は手帳**

臨時の申請受付を次の通り行います（間口除雪の申請も同時に受付します）

日時：10月6日(月) 10:00～12:00

場所：南美唄地区コミュニティセンター